大阪府難波少年サポートセンター執務室入居改修工事随意契約及び比較見積書省略理由書

本事業は、大阪府難波少年サポートセンター執務室入居に必要なパテーション、電気設備及び消防設備等の変更・増設に伴う改修を行うもの。

現在、大阪府難波少年サポートセンターは日亜興産（株）が所有する「日亜ビル」にて事業実施しているところであるが、ビルオーナーより老朽化に伴う建替えを理由とする退去を通告されたことに伴い、（株）湊町開発センターが所有する「大阪シティエアターミナルビル」に移転することとなった。

当該貸室（３階Ｃ－５・６区画）はオフィステナント仕様であるが、執務室として使用するためには、パテーション、電気設備及び消防設備等の変更・増設に伴う改修が必要となっている。

貸主である（株）湊町開発センターより、改修工事等を行う場合は、大阪シティエアターミナルビル全体のビルメンテナンス・設備管理を行っている日本管財（株）を使用するよう指定があり、本工事の実施に当たっては、日常より当該ビルのビルメンテナンス・設備の性能や技術について熟知し、ノウハウを有している同社でなければ、不具合が生じ事故等につながる恐れがある。また、本工事は当該貸室（３階Ｃ－５・６区画）内部及び関連するビル共用部分に限られ、既存設備を一部使用する工事でもあるため、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、日本管財（株）が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当するため、同社と随意契約により契約締結するとともに、大阪府財務規則の運用第６２条関係２（１）により比較見積書の徴取を省略するものである。